

国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱

平成23年8月8日付け23農畜機第2077号
一部改正 平成23年9月9日付け23農畜機第2539号
一部改正 平成23年10月26日付け23農畜機第3219号
一部改正 平成24年3月28日付け23農畜機第5270号

平成23年3月11日の東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一、第二原子力発電所の事故発生以降、国の定めた暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらが一部の牛に給与されたことが明らかとなり、また、それらの牛の肉の一部から食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、消費者の食の安全に対する不安感が高まり、国産牛肉の需要減退を招いている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉流通団体等が、放射性セシウムを含む稲わら等を給与された牛の肉のうち既に流通している牛肉を処分する事業及び食肉流通団体等が、国が牛の出荷制限を指示した地域から出荷された牛の肉であって販売が困難となり流通段階で滞留しているものについて保管経費等を助成又は自ら保管する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成10年農林水産省令第103号）第2条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人等のうち、全国の区域をその事業区域とする農業協同組合連合会、食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とする中小企業等協同組合及び一般社団法人又は一般財団法人（以下「全国連等」という。）とする。

第2 定義

1 汚染稲わら等

国の定めた暫定許容値（300ベクレル／キログラム）を超える放射性セシウムを含む稲わら等

2 暫定規制値

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく牛肉の放射性セシウムに関する暫定規制値（500ベクレル／キログラム）

3 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下、「牛トレーサビリティ法」という。）第2条第1項に規定する個体識別番号

4 部分肉

大分割部分肉（まえ、ともばら、ヒレ付きロイン及びもも）又は大分割部分肉を脱骨又は整形した部分肉（「ネック」、「かた」、「かたロール」、「かたばら」、「ヒレ」、「リブロール」、「サーロイン」、「ともばら」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」、「そともも」及び「すね」）及びこれらを更に小分割した部分肉（スライス肉、ミンチ等は除く。）であって、個々の肉ごとに汚染稲わら等を給与された可能性のある牛の肉として個体識別番号が確認できるもの（複数の部分肉で一塊となっているものについては、いずれの部分肉も同一の個体識別番号の牛に係るものである場合に限る。）

5 汚染稲わら等給与牛肉

汚染稲わら等を給与された可能性のある牛として厚生労働省又は地方公共団体により個体識別番号が公表された牛の肉

6 滞留牛肉

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく原子力災害対策本部長の指示により牛の出荷が制限された地域（以下「出荷制限地域」という。）から出荷された牛の肉であって販売が困難となり、流通段階で保管されているもの

7 凍結格差

牛肉の凍結に伴う品質劣化により生じる価格低下相当額

8 仕入伝票

牛肉を購入したことを証明する書類（個体識別番号が確認できるもの）

9 照合用サンプル

農林水産省の牛肉トレーサビリティ業務委託事業において、DNA照合用のためにと畜場で採取・保管されている肉片

第3 事業の内容

この事業は、全国連等が実施する次の事業とする。

1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

汚染稲わら等給与牛肉の所有者であって、当該汚染稲わら等給与牛肉の処分を全国連等に委託すること及び当該汚染稲わら等給与牛肉に係る東電に対する損害賠償請求権について全国連等が代位することに同意したものに当該汚染稲わら等給与牛肉の仕入価額相当額等を助成するとともに、当該汚染稲わら等給与牛肉を処分する事業

2 流通在庫牛肉保管事業

滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉の所有者であって、当該滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉に係る東電に対する損害賠償請求権について全国連等が代位することに同意したものに当該滞留牛肉又は汚染稲わら

等給与牛肉に係る保管経費及び凍結格差等を助成する事業

第4 事業の要件

1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

(1) 対象牛肉

個体識別番号を識別できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であって、次のいずれかに該当するもののうち、当該枝肉又は部分肉の所有者から別紙様式第1号の参加申込書（汚染稲わら等給与牛肉処分事業に係るものに限る）が提出されたものとする。

- ① 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値を上回ったもの
- ② 放射性物質検査のために保健所等に提出されたもの（収去証等により対象牛肉の個体識別番号、重量等が確認可能なものに限る。）
- ③ 同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの
- ④ 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値以下のものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの

(2) 仕入価額相当額の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(9)の処分契約を締結するものに当該対象牛肉の仕入伝票に記載された当該対象牛肉に係る仕入価額と別表2の1の(1)の金額のいずれか低い額を仕入価額相当額として助成するものとする。

(3) 輸送経費の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(9)の処分契約を締結するものが当該対象牛肉を全国連等が指定する保管場所まで輸送する場合に、当該対象牛肉の輸送経費の実費又は別表2の1の(2)のアの補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。

(4) 保管経費の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(9)の処分契約を締結するものが、全国連等の指示に従って、当該対象牛肉を倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の登録及び食品衛生法第52条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業に係る都道府県知事の許可を受けたものの倉庫（以下「営業倉庫」という。）又はリースされた冷凍コンテナ等で処分のために一時的に保管する場合、平成23年8月8日から(7)の処分が終了するまでの間当該対象牛肉の保管経費の実費又は別表2の1の(2)のイの補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。

(5) DNA検査の実施

全国連等は、仕入価額相当額等を助成する対象牛肉（以下「処分対象

牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、DNA検査を行うものとする。

なお、全国連等は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあつては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。

(6) 保管

全国連等は、処分対象牛肉を着色等により容易に他の牛肉と判別できるようにするほか、(7)の処分を行うまでの間、当該処分対象牛肉を他の食肉と区分して保管するものとする。

(7) 処分

全国連等は、国の監督指導の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に基づき都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)の許可を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設、同法第9条の3第1項の規定に基づく都道府県知事への届け出を行った市町村が設置する一般廃棄物処理施設その他の処理施設において、処分対象牛肉を適正に処分するものとする。

(8) 確認事務

全国連等は、(7)の処分が終了するまでの間、処分対象牛肉が適切に管理されるよう随時指導、確認するものとする。

(9) 処分契約の締結

全国連等は、処分対象牛肉の所有者と次の事項を定めた処分契約を締結するものとする。

- ① 処分対象牛肉に係る仕入価額相当額及び保管経費の額並びに全国連等による助成金の支払いに関する事項
- ② 処分対象牛肉に係る損害(全国連等が本事業により助成した金額相当分に限る。)の東電に対する損害賠償請求権についての代位に関する事項
- ③ 処分対象牛肉の処分手続を全国連等に委託することに関する事項
- ④ その他、処分対象牛肉に係る損害賠償請求権についての代位及び処分を行うに当たり必要な事項

2 流通在庫牛肉保管事業

(1) 対象牛肉

対象牛肉は、次のいずれかに該当するもののうち、当該対象牛肉の所有者から別紙様式第1号の参加申込書(流通在庫牛肉保管事業に係るものに限る。)が提出されたものとする。

- ① 個体識別番号を確認できる滞留牛肉の枝肉又は部分肉であつて、平成23年3月11日から、出荷制限が指示された日までの間にと畜されたもの。
- ② 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であつて、同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたもののうち、販売が困

難となり流通段階で保管されたもの。

- ③ 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉で放射性物質検査の結果が暫定規制値以下のもののうち、販売が困難となり流通段階で保管されたもの。

(2) 凍結格差等の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉(福島県から出荷された対象牛肉にあっては凍結格差は平成23年3月11日以降に、凍結料は平成23年4月1日以降に、その他の対象牛肉にあっては凍結格差及び凍結料は平成23年7月8日以降に、凍結されたものに限る。)の所有者であって(7)の保管契約を締結するものに別表2の2の(1)及び(2)に定めるところにより算出した額を凍結格差及び凍結料として助成するものとする。ただし、既に凍結された対象牛肉を仕入れた場合にあっては、当該対象牛肉に係る凍結格差及び凍結料は助成しない。

(3) 保管経費の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(7)の保管契約を締結するものが当該対象牛肉を営業倉庫で保管する場合、福島県から出荷された対象牛肉にあっては平成23年4月1日以降の、その他の対象牛肉にあっては平成23年7月8日以降の、保管期間に係る保管経費の実費又は別表2の2の(3)の補助単価のいずれか低い額を助成(最大6か月分)するものとする。

(4) 放射性物質検査経費の助成

全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(7)の保管契約を締結するものが、放射性物質検査を未実施の対象牛肉について、取引先からの要求により当該検査を実施する場合は、当該検査に必要な経費として実費又は別表2の2の(4)の補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。

(5) DNA検査の実施

全国連等は、(1)の対象牛肉のうち(2)から(4)までにより助成する牛肉(以下「保管対象牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下、「理事長」という。)が別に定めるところによりDNA検査を実施するものとする。

なお、全国連等は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあっては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。

(6) 確認事務

全国連等は、保管対象牛肉が適切に管理されるよう随時指導、確認するものとする。

(7) 保管契約の締結

全国連等は、保管対象牛肉の所有者と次の事項を定めた保管契約を締結するものとする。

- ① 保管対象牛肉に係る凍結格差、保管経費、放射性物質検査経費等の額及び全国連等による助成金の支払いに関する事項

- ② 保管対象牛肉に係る損害（全国連等が本事業により助成した金額相当分に限る。）の東電に対する損害賠償請求権についての代位に関する事項
- ③ その他、保管対象牛肉に係る損害賠償請求権についての代位及び凍結保管を行うに当たり必要な事項

3 現品確認等

全国連等は、第3の1及び2の事業の適正な実施を図るため、別紙様式第1号参加申込書を受け付けた場合にあっては、以下のとおり対象牛肉の現品確認等を行うものとする。

- (1) 第3の1の事業にあっては、営業倉庫、リースされた冷凍コンテナ等において、仕入伝票と当該牛肉に表示されている重量、個体識別番号、販売元、部位等を突合することにより、現品確認を実施するとともに、DNA検査用のサンプル採取、着色等を行う。
- (2) 第3の2の事業にあっては、保管対象牛肉の保管場所において、仕入伝票、個体識別番号等に関する現品確認を実施する。

4 東電に対する損害賠償請求

(1) 損害賠償請求権の代位

全国連等は、1の(9)の処分契約又は2の(7)の保管契約を締結し、履行することにより、処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者のこれらの対象牛肉に係る損害（(3)の①及び②の内容に係るものに限る。）の東電に対する損害賠償請求権について代位するものとする。

(2) 損害賠償請求権の代位等の通知

処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者は、全国連等が東電のために処分対象牛肉又は保管対象牛肉に係る損害賠償債務について弁済をし、債権者である処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者に代位することを承諾する旨を全国連等を通じて東電に通知するものとする。また、全国連等は、この事業を開始したことを東電に通知するものとする。

(3) 損害賠償請求の内容

全国連等は、以下の損害等について東電に対して損害賠償請求を行うものとする。

- ① 処分対象牛肉の所有者が汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（全国連等が汚染稲わら等給与牛肉処分事業により助成した金額相当分に限る。）
- ② 保管対象牛肉の所有者が出荷制限区域から出荷された牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（全国連等が流通在庫牛肉保管事業により助成した金額相当分に限る。）
- ③ 全国連等が処分対象牛肉の保管、処分及び現品確認等事務並びに保管対象牛肉の現品確認等事務に要した費用

(4) 損害賠償請求の区分

全国連等は、(3)の損害賠償請求を東電に対する他の損害賠償請求と区分して管理するものとする。

5 事業の委託

全国連等は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成23年度とする。

7 事業実施計画の作成

全国連等は、別紙様式第1号の参加申込書を審査の上、第4の事業の要件に合致すると認める場合は、これを承認するとともに、別紙様式第2号の補助金交付申請書に係る国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書を作成するものとする。

第5 機構の補助

機構は予算の範囲内において、全国連等が第3の事業を実施するために必要な経費につき、別表1及び2に定めるところにより補助するものとする。

ただし、第4の1の汚染稲わら等給与牛肉処分事業において、平成23年度中に処分が完了できない対象牛肉のうち、現品確認及びDNA検査を実施したものについては、別表1及び2に定める補助対象経費の汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費以外の経費であって、平成23年度中の経費であるものを補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

全国連等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第2号の交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

全国連等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

ただし、第7の2の規定に基づき減額して補助金額の実績報告をしようとする場合は、この限りではない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 機構は交付決定額の8割を上限に、補助金の概算払ができるものとする。

(2) 補助金の概算払請求をしようとする場合は、全国連等は別紙様式第4号の概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 実績報告

全国連等は、補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20

日までに別紙様式第5号の実績報告書を提出するものとする。

第7 損害賠償の取扱い

- 1 全国連等は、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たって、第3の事業について東電から賠償金の一部又は全部が支払われていた場合は、当該金額を補助金交付申請額から減額して申請するものとする。
ただし、申請時において当該事業にかかる賠償金相当額が明らかでない場合には、この限りではない。
- 2 全国連等は、1のただし書に基づき補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出するまでに、当該補助金に係る賠償金相当額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第6号の報告書を速やかに提出するとともに、当該金額を減額して補助金額の実績報告をするものとする。
- 3 全国連等は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出した後に、当該補助金に係る賠償金額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第7号により当該金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を速やかに理事長に報告するとともに、その金額を機構に返還しなければならない。

第8 補助金の返還

全国連等は、理事長が定める方法により、機構から受けた補助金を機構に返還するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 全国連等は、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たって、第3の事業についての仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。
ただし、補助金交付申請時において第3の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。
- 2 全国連等は、1のただし書により補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出するまでに、第3の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかとなったときには、当該仕入れに係る消費税等相当額を補助金から減額して報告するものとする。
- 3 全国連等は、1のただし書により補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかとなったときには、別紙様式第8号の報告書を速やかに理事長に提出

するとともに、その金額（2の規定により減額した場合については、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

第10 事業の推進指導

- 1 全国連等は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18条に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針等を踏まえつつ、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 機構は、必要に応じて牛肉の確認及び焼却、保管状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 帳簿等の整備保管
全国連等は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管する。また、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業実施状況の聴取等
理事長は、この要綱に定めるものの他、事業実施状況、事業実績及びこの事業の対象となった牛肉の処分の状況について必要に応じ、全国連等に対し調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

第12 全国連等が所有する汚染稲わら等給与牛肉又は滞留牛肉に関する特例

全国連等が汚染稲わら等給与牛肉処分事業又は流通在庫牛肉保管事業を実施するに当たり、自ら所有する汚染稲わら等給与牛肉又は滞留牛肉について、処分又は保管を行おうとする場合の当該汚染稲わら等給与牛肉又は滞留牛肉の取扱いについては、第3から第7までの規定を別表3のとおり読み替えるものとする。

第13 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

また、放射性セシウムに汚染された牛肉の取り扱いについては、福島県内の災害廃棄物の処理方針（平成23年6月23日付け環境省）に準じるものとする。

附 則(平成23年8月8日付け農畜機第2077号)

- 1 この要綱は、平成23年8月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の時に、「国産牛肉信頼確保対策事業実施要綱」（平成23年7月27日付け23農畜機第1976号）は廃止するものとする。

附 則(平成23年9月9日付け23農畜機第2539号)
この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

附 則(平成23年10月26日付け23農畜機第3219号)
この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則(平成24年3月28日付け23農畜機第5270号)
この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 汚染稲わら等 給与牛肉処分事 業	<p>(1) 汚染稲わら等給与牛肉（第4の1の(1)の対象牛肉に限る。以下同じ。）の仕入価額相当額</p> <p>(2) 汚染稲わら等給与牛肉の輸送・保管経費 ア 全国連等が指定する保管場所までの輸送費 イ 一時保管経費 （ア）入出庫料 （イ）保管料</p> <p>(3) 汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費 ア 焼却場等までの輸送費 イ 処分料 ウ 焼却等に必要なその他の経費</p>	<p>定額 （別表2に示す補助単価又は実費のいずれか小さい額。ただし、(1)において枝肉を仕入れて自社加工又は委託加工し、部分肉として所有している場合は、枝肉仕入価格を0.7で除した額を部分肉の上限額とする。）</p>
2 流通在庫牛肉 保管事業	<p>(1) 凍結格差</p> <p>(2) 凍結料</p> <p>(3) 保管経費 ア 入出庫料 イ 保管料</p> <p>(4) 放射性物質検査費 ア 検査費 イ 検査用牛肉の買い取り経費</p>	<p>定額 （(2)から(4)までについては別表2に示す補助単価又は実費のいずれか小さい額）</p>

<p>3 現品確認等事務</p>	<p>(1) DNA検査経費（サンプル送料を含む。） (2) 保管対象牛肉のDNA検査用牛肉買い取り経費 (3) 判別用着色材購入費 (4) 現品確認のための入出庫料 (5) 現品確認旅費 (6) 振込手数料</p>	<p>定額 （別表2に示す補助単価又は実費のいずれか小さい額）</p>
------------------	---	--

別表 2

補助対象経費	補助単価
<p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業</p> <p>(1) 汚染稲わら等給与牛肉の仕入価額相当額</p> <p>ア 枝肉（骨付き部分肉を含む。）</p> <p>イ 部分肉（骨付き部分肉を除く。枝肉を仕入れて自社加工又は委託加工したものを含む。）</p> <p>(2) 汚染稲わら等給与牛肉の輸送・保管経費</p> <p>ア 全国連等が指定する保管場所までの輸送費</p> <p>イ 一時保管経費</p> <p>(ア) 入出庫料</p> <p>(イ) 保管料</p> <p>① 営業倉庫等で保管した場合</p> <p>② 冷凍コンテナをリースして保管した場合</p>	<p>和牛雌 : 1, 558円/kg (1, 484円/kg)</p> <p>和牛去勢 : 1, 735円/kg (1, 652円/kg)</p> <p>交雑牛雌 : 1, 101円/kg (1, 049円/kg)</p> <p>交雑牛去勢 : 1, 143円/kg (1, 089円/kg)</p> <p>乳用牛雌 : 348円/kg (331円/kg)</p> <p>乳用牛去勢 : 656円/kg (625円/kg)</p> <p>和牛 : 2, 752円/kg (2, 621円/kg)</p> <p>交雑牛 : 1, 940円/kg (1, 848円/kg)</p> <p>乳用牛 : 1, 295円/kg (1, 233円/kg)</p> <p>枝肉の輸送 : 13円/kg (12円/kg)</p> <p>部分肉の輸送 : 20kg/箱当たり 1, 950円 (1, 857円)</p> <p>10.99円/kg (10.47円/kg)</p> <p>1期(15日間相当)当たり 2.80円/kg (2.67円/kg)</p> <p>実費</p>

<p>(3) 汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費</p> <p>ア 焼却場等までの輸送費</p> <p>イ 処分料</p> <p>ウ 焼却等に必要なその他の経費</p>	<p>3. 6 円/kg(3. 4 円/kg)</p> <p>2 6 円/k g (2 5 円/k g)</p> <p>実費</p>
<p>2 流通在庫牛肉保管事業</p> <p>(1) 凍結格差</p>	<p>仕入価額相当額×0. 1 6</p> <p>(仕入価額相当額は、1の(1)に定める補助金単価と同じ額又は実費のいずれか小さい額)</p>
<p>(2) 凍結料</p>	<p>2 3. 4 円/k g (2 2. 3 円/k g)</p>
<p>(3) 保管経費</p> <p>ア 入出庫料</p> <p>イ 保管料</p>	<p>1 0. 9 9 円/k g</p> <p>(1 0. 4 7 円/k g)</p> <p>1 期 (1 5 日間相当) 当たり</p> <p>2. 8 0 円/k g (最大1 2 期)</p> <p>(2. 6 7 円/k g)</p>
<p>(4) 放射性物質検査費</p> <p>ア 検査費</p> <p>イ 検査用牛肉の買い取り経費</p>	<p>2 6, 2 5 0 円/件</p> <p>(2 5, 0 0 0 円/件)</p> <p>仕入価額相当額</p> <p>(仕入価額相当額は、1の(1)に定める補助金単価と同じ額又は実費のいずれか小さい額)</p>
<p>3 現品確認等事務</p> <p>(1) DNA検査経費 (サンプル送料を含む。)</p> <p>(2) 保管対象牛肉のDNA検査用牛肉買い取り経費</p>	<p>4, 2 0 0 円/件</p> <p>(4, 0 0 0 円/件)</p> <p>仕入価額相当額</p> <p>(仕入価額相当額は、1の(1)に定める補助金単価と同じ額又は実費のいずれか小さい額)</p>
<p>(3) 判別用着色材購入費</p> <p>(4) 現品確認のための入出庫料</p>	<p>実費</p> <p>1 0. 9 9 円/kg</p> <p>(1 0. 4 7 円/k g)</p>
<p>(5) 現品確認旅費</p> <p>(6) 振込手数料</p>	<p>実費</p> <p>実費</p>

注：かっこ書は税抜き価格

別表3

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3	<p>第3 事業の内容</p> <p>この事業は、全国連等が実施する次の事業とする。</p> <p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業</p> <p>汚染稲わら等給与牛肉の所有者であって、当該汚染稲わら等給与牛肉の処分を全国連等に委託すること及び当該汚染稲わら等給与牛肉に係る東電に対する損害賠償請求権について全国連等が代位することに同意したものに当該汚染稲わら等給与牛肉の仕入価額相当額等を助成するとともに、当該汚染稲わら等給与牛肉を処分する事業</p> <p>2 流通在庫牛肉保管事業</p> <p>滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉の所有者であって、当該滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉に係る東電に対する損害賠償請求権について全国連等が代位することに同意したものに当該滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉に係る保管経費及び凍結格差等を助成する事業</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>この事業は、全国連等が実施する次の事業とする。</p> <p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業</p> <p>汚染稲わら等給与牛肉を所有する全国連等が、当該汚染稲わら等給与牛肉を処分する事業</p> <p>2 流通在庫牛肉保管事業</p> <p>滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉の所有者である全国連等が当該滞留牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉を保管する事業</p>
第4	<p>第4 事業の要件</p> <p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業</p> <p>(1) 対象牛肉</p> <p>個体識別番号を識別できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であって、次のいずれかに該当するもののうち、当</p>	<p>第4 事業の要件</p> <p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業</p> <p>(1) 対象牛肉</p> <p>個体識別番号を識別できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であって、次のいずれかに該当するものとする。</p>

	<p>該枝肉又は部分肉の所有者から別紙様式第1号の参加申込書（汚染稲わら等給与牛肉処分事業に係るものに限る）が提出されたものとする。</p> <p>① 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値を上回ったもの</p> <p>② 放射性物質検査のために保健所等に提出されたもの（収去証等により対象牛肉の個体識別番号、重量等が確認可能なものに限る。）</p> <p>③ 同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの</p> <p>④ 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値以下のものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの</p> <p>(2) 仕入価額相当額の助成 全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であつ</p>	<p>① 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値を上回ったもの</p> <p>② 放射性物質検査のために保健所等に提出されたもの（収去証等により対象牛肉の個体識別番号、重量等が確認可能なものに限る。）</p> <p>③ 同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの</p> <p>④ 放射性物質検査の結果、放射性物質の量が暫定規制値以下のものであって、取引先からの返品、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたもの</p>
--	--	---

	<p>て（９）の処分契約を締結するものに当該対象牛肉の仕入伝票に記載された当該対象牛肉に係る仕入価額と別表２の１の（１）の金額のいずれか低い額を仕入価額相当額として助成するものとする。</p> <p>（３）輸送経費の助成 全国連等は、（１）の対象牛肉の所有者であって（９）の処分契約を締結するものが当該対象牛肉を全国連等が指定する保管場所まで輸送する場合に、当該対象牛肉の輸送経費の実費又は別表２の１の（２）のアの補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。</p> <p>（４）保管経費の助成 全国連等は、（１）の対象牛肉の所有者であって（９）の処分契約を締結するものが、全国連等の指示に従って、当該対象牛肉を倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の登録及び食品衛生法第52条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業に係る都道府県知事の許可を受けたものの倉庫（以下「営業倉庫」という。）又はリースされた冷凍コンテナ等で処分のために一時的に保管する場合、平成23年8月8日から（７）の処分が終了するまでの間、当該対象牛肉の保管経費の実費又は別</p>	
--	--	--

	<p>表2の1の(2)のイの補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。</p> <p>(5) DNA検査の実施 全国連等は、仕入価額相当額等を助成する対象牛肉(以下「処分対象牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、DNA検査を行うものとする。</p> <p>なお、全国連等は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあっては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(6) 保管 全国連等は、処分対象牛肉を着色等により容易に他の牛肉と判別できるようにするほか、(7)の処分を行うまでの間、当該処分対象牛肉を他の食肉と区分して保管するものとする。</p> <p>(7) 処分 全国連等は、国の監督指導の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に基づき都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受けたも</p>	<p>(2) DNA検査の実施 全国連等は、対象牛肉(以下「処分対象牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、機構の職員又は理事長が別に定める者(以下「機構職員等」という。)の立会いの下、DNA検査を行うものとする。</p> <p>なお、機構は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあっては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(3) 保管 全国連等は、機構職員等の立会いの下、処分対象牛肉を着色等により容易に他の牛肉と判別できるようにするほか、(4)の処分を行うまでの間、当該処分対象牛肉を他の食肉と区分して保管するものとする。</p> <p>(4) 処分 全国連等は、国の監督指導の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に基づき都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受けたも</p>
--	---	---

	<p>のが設置する一般廃棄物処理施設、同法第9条の3第1項の規定に基づく都道府県知事への届け出を行った市町村が設置する一般廃棄物処理施設その他の処理施設において、処分対象牛肉を適正に処分するものとする。</p> <p>(8) 確認事務 全国連等は、(7)の処分が終了するまでの間、処分対象牛肉が適切に管理されるよう随時指導、確認するものとする。</p> <p>(9) 処分契約の締結 全国連等は、処分対象牛肉の所有者と次の事項を定めた処分契約を締結するものとする。</p> <p>① 処分対象牛肉に係る仕入価額相当額及び保管経費の額並びに全国連等による助成金の支払いに関する事項</p> <p>② 処分対象牛肉に係る損害（全国連等が本事業により助成した金額相当分に限る。）の東電に対する損害賠償請求権についての代位に関する事項</p> <p>③ 処分対象牛肉の処分手続を全国連等に委託することに関する事項</p> <p>④ その他、処分対象牛肉に係る損害賠償請求権についての代位及び処分を行うに当たり必要な事項</p>	<p>のが設置する一般廃棄物処理施設、同法第9条の3第1項の規定に基づく都道府県知事への届け出を行った市町村が設置する一般廃棄物処理施設その他の処理施設において、処分対象牛肉を適正に処分するものとする。</p> <p>(5) 確認事務 全国連等は、(4)の処分が終了するまでの間、処分対象牛肉が適切に管理されるよう随時、確認するものとする。</p>
--	---	---

	<p>2 流通在庫牛肉保管事業 (1) 対象牛肉 対象牛肉は、次のいずれかに該当するもののうち、当該対象牛肉の所有者から別紙様式第1号の参加申込書（流通在庫牛肉保管事業に係るものに限る。）が提出されたものとする。</p> <p>① 個体識別番号を確認できる滞留牛肉の枝肉又は部分肉であって、平成23年3月11日から、出荷制限が指示された日までの間にと畜されたもの。</p> <p>② 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であって、同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたもののうち、販売が困難となり流通段階で保管されたもの。</p> <p>③ 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉で放射性物質検査の結果が暫定規制値以下のもののうち、販売が困難となり流通段階で保管さ</p>	<p>2 流通在庫牛肉保管事業 (1) 対象牛肉 対象牛肉は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 個体識別番号を確認できる滞留牛肉の枝肉又は部分肉であって、平成23年3月11日から、出荷制限が指示された日までの間にと畜されたもの。</p> <p>② 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉であって、同一農家から出荷された汚染稲わら等給与牛肉の放射性物質検査の結果が暫定規制値を十分に下回るなどの理由により、保健所等が検査の必要がないと認めたもののうち、販売が困難となり流通段階で保管されたもの。</p> <p>③ 個体識別番号を確認できる汚染稲わら等給与牛肉の枝肉又は部分肉で放射性物質検査の結果が暫定規制値以下のもののうち、販売が困難となり流通段階で保管さ</p>
--	---	---

	<p>れたもの。</p> <p>(2) 凍結格差等の助成 全国連等は、(1)の対象牛肉(福島県から出荷された対象牛肉にあっては凍結格差は平成23年3月11日以降に、凍結料は平成23年4月1日以降に、その他の対象牛肉にあっては凍結格差及び凍結料は平成23年7月8日以降に、凍結されたものに限る。)の所有者であって(7)の保管契約を締結するものに別表2の2の(1)及び(2)に定めるところにより算出した額を凍結格差及び凍結料として助成するものとする。ただし、既に凍結された対象牛肉を仕入れた場合にあつては、当該対象牛肉に係る凍結格差及び凍結料は助成しない。</p> <p>(3) 保管経費の助成 全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(7)の保管契約を締結するものが当該対象牛肉を営業倉庫で保管する場合、福島県から出荷された対象牛肉にあっては平成23年4月1日以降の、その他の対象牛肉にあっては平成23年7月8日以降の、保管期間に係る保管経費の実費又は別表2の2の(3)の補助単価のいずれか低い額を助成(最大6か月分)するものとする。</p> <p>(4) 放射性物質検査経費の</p>	<p>れたもの。</p>
--	--	--------------

	<p>助成</p> <p>全国連等は、(1)の対象牛肉の所有者であって(7)の保管契約を締結するものが、放射性物質検査を未実施の対象牛肉について、取引先からの要求により当該検査を実施する場合は、当該検査に必要な経費として実費又は別表2の2の(4)の補助単価のいずれか低い額を助成するものとする。</p> <p>(5) DNA検査の実施</p> <p>全国連等は、(1)の対象牛肉のうち(2)から(4)までにより助成する牛肉(以下「保管対象牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下、「理事長」という。)が別に定めるところによりDNA検査を実施するものとする。</p> <p>なお、全国連等は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあつては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(6) 確認事務</p> <p>全国連等は、保管対象牛肉が適切に管理されるよう随時指導、確認するものとする。</p> <p>(7) 保管契約の締結</p> <p>全国連等は、保管対象</p>	<p>(2) DNA検査の実施</p> <p>全国連等は、(1)の対象牛肉(以下「保管対象牛肉」という。)について、照合用サンプルとの同一性を確認するため、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下、「理事長」という。)が別に定めるところにより、機構職員等の立会いの下、DNA検査を実施するものとする。</p> <p>なお、機構は、DNA検査により照合用サンプルと同一性が確認されなかった牛肉にあつては、農林水産省の牛トレーサビリティ法の所管担当部局にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(3) 確認事務</p> <p>全国連等は、保管対象牛肉が適切に管理されるよう随時、確認するものとする。</p>
--	---	---

	<p>牛肉の所有者と次の事項を定めた保管契約を締結するものとする。</p> <p>① 保管対象牛肉に係る凍結格差、保管経費、放射性物質検査経費等の額及び全国連等による助成金の支払いに関する事項</p> <p>② 保管対象牛肉に係る損害（全国連等が本事業により助成した金額相当分に限る。）の東電に対する損害賠償請求権についての代位に関する事項</p> <p>③ その他、保管対象牛肉に係る損害賠償請求権についての代位及び凍結保管を行うに当たり必要な事項</p> <p>3 現品確認等</p> <p>全国連等は、第3の1及び2の事業の適正な実施を図るため、別紙様式第1号参加申込書を受け付けた場合にあっては、以下のとおり対象牛肉の現品確認等を行うものとする。</p> <p>(1) 第3の1の事業にあっては、営業倉庫、リースされた冷凍コンテナ等において、仕入伝票と当該牛肉に表示されている重量、個体識別番号、販売元、部位等を突合することにより、現品確認を実施す</p>	<p>3 現品確認等</p> <p>全国連等は、第3の1及び2の事業の適正な実施を図るため、機構が国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書を承認した後、機構職員等の立会いの下に、以下のとおり対象牛肉の現品確認等を行うものとする。</p> <p>(1) 第3の1の事業にあっては、営業倉庫、リースされた冷凍コンテナ等において、仕入伝票と当該牛肉に表示されている重量、個体識別番号、販売元、部位等を突合することにより、現品確認を実施す</p>
--	--	--

	<p>るとともに、DNA検査用のサンプル採取、着色等を行う。</p> <p>(2) 第3の2の事業にあつては、保管対象牛肉の保管場所において、仕入伝票、個体識別番号等に関する現品確認を実施する。</p> <p>4 東電に対する損害賠償請求</p> <p>(1) 損害賠償請求権の代位</p> <p>全国連等は、1の(9)の処分契約又は2の(7)の保管契約を締結し、履行することにより、処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者のこれらの対象牛肉に係る損害((3) の①及び②の内容に係るものに限る。)の東電に対する損害賠償請求権について代位するものとする。</p> <p>(2) 損害賠償請求権の代位等の通知</p> <p>処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者は、全国連等が東電のために処分対象牛肉又は保管対象牛肉に係る損害賠償債務について弁済をし、債権者である処分対象牛肉又は保管対象牛肉の所有者に代位することを承諾する旨を全国連等を通じて東電に通知するものとする。また、全国連</p>	<p>るとともに、DNA検査用のサンプル採取、着色等を行う。</p> <p>(2) 第3の2の事業にあつては、保管対象牛肉の保管場所において、仕入伝票、個体識別番号等に関する現品確認を実施する。</p> <p>4 東電に対する損害賠償請求</p>
--	--	---

	<p>等は、この事業を開始したことを東電に通知するものとする。</p> <p>(3) 損害賠償請求の内容</p> <p>全国連等は、以下の損害等について東電に対して損害賠償請求を行うものとする。</p> <p>① 処分対象牛肉の所有者が汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（全国連等が汚染稲わら等給与牛肉処分事業により助成した金額相当分に限る。）</p> <p>② 保管対象牛肉の所有者が出荷制限区域から出荷された牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（全国連等が流通在庫牛肉保管事業により助成した金額相当分に限る。）</p> <p>③ 全国連等が処分対象牛肉の保管、処分及び現品確認等事務並びに保管対象牛肉の現品確認等事務に要した費用</p> <p>(4) 損害賠償請求の区分</p> <p>全国連等は、(3)の損害賠償請求を東電に対する他の損害賠償請求と区分して管理するものとする。</p> <p>5 事業の委託</p> <p>全国連等は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して</p>	<p>(1) 損害賠償請求の内容</p> <p>全国連等は、以下の損害等について東電に対して損害賠償請求を行うものとする。</p> <p>① 全国連等が汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（機構が汚染稲わら等給与牛肉処分事業により助成した金額相当分に限る。）</p> <p>② 全国連等が出荷制限区域から出荷された牛肉又は汚染稲わら等給与牛肉を仕入れたことにより被った損害（機構が流通在庫牛肉保管事業により助成した金額相当分に限る。）</p> <p>③ 全国連等が処分対象牛肉の保管、処分及び現品確認等事務並びに保管対象牛肉の現品確認等事務に要した費用</p> <p>(2) 損害賠償請求の区分</p> <p>全国連等は、(1)の損害賠償請求を東電に対する他の損害賠償請求と区分して管理するものとする。</p> <p>5 事業の委託</p> <p>全国連等は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して</p>
--	--	--

<p>第5</p>	<p>実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。</p> <p>6 事業の実施期間 この事業の実施期間は平成23年度とする。</p> <p>7 事業実施計画の作成 全国連等は、別紙様式第1号の参加申込書を審査の上、第4の事業の要件に合致すると認める場合は、これを承認するとともに、別紙様式第2号の補助金交付申請書に係る国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書を作成するものとする。</p> <p>第5 機構の補助 機構は予算の範囲内において、全国連等が第3の事業を実施するために必要な経費につき、別表1及び2に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>ただし、第4の1の汚染稲わら等給与牛肉処分事業において、平成23年度中に処分が完了できない対象牛肉のうち、現品確認及びDNA検査を実施したものについては、別表1及び2に定める補助対象経費の汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費以外の経費であって、平成23年度中の経費であるものを補助するものとする。</p>	<p>実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。</p> <p>6 事業の実施期間 この事業の実施期間は平成23年度とする。</p> <p>7 事業実施計画の作成 全国連等は、別紙様式第9号の補助金交付申請書に係る国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書を作成するものとする。</p> <p>第5 機構の補助 機構は予算の範囲内において、全国連等が第3の事業を実施するために必要な経費につき、別表4及び5に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>ただし、第4の1の汚染稲わら等給与牛肉処分事業において、平成23年度中に処分が完了できない対象牛肉のうち、現品確認及びDNA検査を実施したものについては、別表4及び5に定める補助対象経費の汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費以外の経費であって、平成23年度中の経費であるものを補助するものとする。</p>
-----------	--	--

<p>第6</p>	<p>第6 補助金の交付手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 全国連等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第2号の交付申請書を理事長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 全国連等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。 ただし、第7の2の規定に基づき減額して補助金額の実績報告をしようとする場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業費の30%を超える増減 (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 機構は交付決定額の8割を上限に、補助金の概算払ができるものとする。 (2) 補助金の概算払請求をしようとする場合は、全国連等は別紙様式第4号の概算払請求書を理事長に提出するものとする。</p> <p>4 実績報告 全国連等は、補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第5号の</p>	<p>第6 補助金の交付手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 全国連等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第9号の交付申請書を理事長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 全国連等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第10号の補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。 ただし、第7の2の規定に基づき減額して補助金額の実績報告をしようとする場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業費の30%を超える増減 (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 機構は交付決定額の8割を上限に、補助金の概算払ができるものとする。 (2) 補助金の概算払請求をしようとする場合は、全国連等は別紙様式第11号の概算払請求書を理事長に提出するものとする。</p> <p>4 実績報告 全国連等は、補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第12号の</p>
-----------	---	--

<p>第7</p>	<p>実績報告書を提出するものとする。</p> <p>第7 損害賠償の取扱い</p> <p>1 全国連等は、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たって、第3の事業について東電から賠償金の一部又は全部が支払われていた場合は、当該金額を補助金交付申請額から減額して申請するものとする。</p> <p>ただし、申請時において当該事業にかかる賠償金相当額が明らかでない場合には、この限りではない。</p> <p>2 全国連等は、1のただし書に基づき補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出するまでに、当該補助金に係る賠償金相当額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第6号の報告書を速やかに提出するとともに、当該金額を減額して補助金額の実績報告をするものとする。</p> <p>3 全国連等は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出した後に、当該補助金に係る賠償金額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第7号により当該金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）</p>	<p>実績報告書を提出するものとする。</p> <p>第7 損害賠償の取扱い</p> <p>1 全国連等は、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たって、第3の事業について東電から賠償金の一部又は全部が支払われていた場合は、当該金額を補助金交付申請額から減額して申請するものとする。</p> <p>ただし、申請時において当該事業にかかる賠償金相当額が明らかでない場合には、この限りではない。</p> <p>2 全国連等は、1のただし書に基づき補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出するまでに、当該補助金に係る賠償金相当額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第13号の報告書を速やかに提出するとともに、当該金額を減額して補助金額の実績報告をするものとする。</p> <p>3 全国連等は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出した後に、当該補助金に係る賠償金額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第14号により当該金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）</p>
-----------	--	--

	を速やかに理事長に報告するとともに、その金額を機構に返還しなければならない。	を速やかに理事長に報告するとともに、その金額を機構に返還しなければならない。
--	--	--

別表4 全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 汚染稲わら等 給与牛肉処分事 業	<p>(1) 汚染稲わら等給与牛肉の仕入 価額相当額</p> <p>(2) 汚染稲わら等給与牛肉の輸送 ・保管経費 (平成23年8月8日から(3)の 処分が終了するまでの期間) ア 一時保管場所までの輸送費 イ 一時保管経費 (ア) 入出庫料 (イ) 保管料</p> <p>(3) 汚染稲わら等給与牛肉の焼却 等に要する経費 ア 焼却場等までの輸送費 イ 処分料 ウ 焼却等に必要なその他の経 費</p>	<p>定額 (別表5に示す補助 単価又は実費のい ずれか小さい額。た だし、(1)におい て枝肉を仕入れて自 社加工又は委託加工 し、部分肉として所 有している場合は、 枝肉仕入価格を0.7 で除した額を部分肉 の上限額とする。)</p>
2 流通在庫牛肉 保管事業	<p>(1) 凍結格差 (福島県から出荷さ れた対象牛肉にあっ ては平成23年3月11 日以降に、その他の 対象牛肉にあつては 平成23年7月8日 以降に、凍結された ものを補助の対象と する。ただし、既に 凍結された対象牛肉 を仕入れた場合に あつては、当該対象 牛肉に係る凍結格差 は補助の対象外と する。)</p>	<p>定額 ((2) から (4) までについては別表 5に示す補助単価又 は実費のいずれか 小さい額)</p>

<p>3 現品確認等事務</p>	<p>(2) 凍結料 (福島県から出荷された対象牛肉にあっては平成23年4月1日以降に、その他の対象牛肉にあっては平成23年7月8日以降に、凍結されたものを補助の対象とする。ただし、既に凍結された対象牛肉を仕入れた場合にあっては、当該対象牛肉に係る凍結料は補助の対象外とする。)</p> <p>(3) 保管経費 (福島県から出荷された対象牛肉にあっては平成23年4月1日以降の、その他の対象牛肉にあっては平成23年7月8日以降の、保管期間に係る保管経費を補助の対象とする。)</p> <p>ア 入出庫料 イ 保管料</p> <p>(4) 放射性物質検査費 (放射性物質検査を未実施の対象牛肉について、取引先からの要求により当該検査を実施する場合は、当該検査経費を補助対象とする。)</p> <p>ア 検査費</p> <p>(1) DNA検査経費(サンプル送料を含む。) (2) 判別用着色材購入費 (3) 現品確認のための入出庫料</p>	<p>定額 (別表5に示す補助単価又は実費のいずれか小さい額)</p>
------------------	---	--

別表5 全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合

補助対象経費	補助単価
<p>1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業 (1) 汚染稲わら等給与牛肉の仕入価額相当額 ア 枝肉（骨付き部分肉を含む。）</p> <p>イ 部分肉（骨付き部分肉を除く。枝肉を仕入れて自社加工又は委託加工したものを含む。）</p> <p>(2) 汚染稲わら等給与牛肉の輸送・保管経費 ア 一時保管場所までの輸送費</p> <p>イ 一時保管経費 (ア) 入出庫料 (イ) 保管料 ① 営業倉庫等で保管した場合 ② 冷凍コンテナをリースして保管した場合</p>	<p>和牛雌 : 1, 558円/kg (1, 484円/kg) 和牛去勢 : 1, 735円/kg (1, 652円/kg) 交雑牛雌 : 1, 101円/kg (1, 049円/kg) 交雑牛去勢 : 1, 143円/kg (1, 089円/kg) 乳用牛雌 : 348円/kg (331円/kg) 乳用牛去勢 : 656円/kg (625円/kg)</p> <p>和牛 : 2, 752円/kg (2, 621円/kg) 交雑牛 : 1, 940円/kg (1, 848円/kg) 乳用牛 : 1, 295円/kg (1, 233円/kg)</p> <p>枝肉の輸送 : 13円/kg (12円/kg) 部分肉の輸送 : 20kg/箱当たり 1, 950円 (1, 857円)</p> <p>10.99円/kg (10.47円/kg)</p> <p>1期(15日間相当)当たり 2.80円/kg (2.67円/kg) 実費</p>

<p>(3) 汚染稲わら等給与牛肉の焼却等に要する経費</p> <p>ア 焼却場等までの輸送費</p> <p>イ 処分料</p> <p>ウ 焼却等に必要なその他の経費</p>	<p>3.6円/kg(3.4円/kg)</p> <p>26円/kg(25円/kg)</p> <p>実費</p>
<p>2 流通在庫牛肉保管事業</p> <p>(1) 凍結格差</p>	<p>仕入価額相当額×0.16</p> <p>(仕入価額相当額は、1の(1)に定める補助金単価と同じ額又は実費のいずれか小さい額)</p>
<p>(2) 凍結料</p>	<p>23.4円/kg(22.3円/kg)</p>
<p>(3) 保管経費</p> <p>ア 入出庫料</p> <p>イ 保管料</p>	<p>10.99円/kg</p> <p>(10.47円/kg)</p> <p>1期(15日間相当)当たり</p> <p>2.80円/kg(最大12期)</p> <p>(2.67円/kg)</p>
<p>(4) 放射性物質検査費</p> <p>ア 検査費</p>	<p>26,250円/件</p> <p>(25,000円/件)</p>
<p>3 現品確認等事務</p> <p>(1) DNA検査経費(サンプル送料を含む。)</p> <p>(2) 判別用着色材購入費</p> <p>(3) 現品確認のための入出庫料</p>	<p>4,200円/件</p> <p>(4,000円/件)</p> <p>実費</p> <p>10.99円/kg</p> <p>(10.47円/kg)</p>

注：かっこ書は税抜き価格

別紙様式第1号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業参加申請書

番 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

住 所

事業者名

氏名又は事業者の代表者 印

国産牛肉信頼回復対策事業に参加したく、別紙の牛肉を事業対象牛肉として承認していただけるよう添付書類を添えて申請します。

なお、事業対象牛肉として承認された牛肉に係る回収・処分又は保管については、牛肉と個体識別番号の同一性を確認するDNA検査の実施に同意するとともに関係法令、事業実施要綱及び貴組合の指示を遵守します。

1 参加希望事業（いずれかに○を付ける）

汚染稲わら等給与牛肉処分事業

流通在庫牛肉保管事業

2 経営概要

- (1) 業態
- (2) 事業者名
- (3) 代表者氏名
- (4) 担当者氏名
- (5) 住所
- (6) 連絡先
- (7) 振込先口座番号

3 仕入販売状況

- (1) 主な仕入先
 - ① 仕入形態
 - ② 品種
 - ③ クラス
- (2) 主な販売先

4 汚染稲わら等給与牛肉の保健所への届出状況

届け出を行った保健所の名称	届出年月日	届け出た牛肉の 個体識別番号	サンプル提出 の有無（※）
	平成23年 月 日		
	平成23年 月 日		
	平成23年 月 日		

※：サンプルの提出を行った場合には、提出部位・数量、検査結果等を記載するとともに、別紙の備考欄にサンプル提出と記載すること。

5 添付書類

(1) 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

- ① 別紙の申請牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び在庫証明書（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 放射性物質検査の結果又は収去命令等の写し
- ④ 放射性物質検査の結果、暫定規制値を下回る牛肉にあつては、取引先からの返品書、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたことを証する書類
- ⑤ 契約書及び同意書

(2) 流通在庫牛肉保管事業

- ① 別紙の申請牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び在庫証明書（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 契約書及び同意書

〔注意〕

- ・申請された牛肉については、個体識別番号との同一性を確認するためのDNA検査を実施します。
- ・申請された牛肉と個体識別番号との同一性が確認されなかった場合には、牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）に基づく立入検査等が行われます。
- ・牛トレーサビリティ法違反が確認された場合には、同法に基づき措置が行われます。

別紙

1 汚染稲わら等給与牛肉

No.	申請牛肉								保管場所等				備考			
	産地	品種	個体識別番号	放射性セシウム 検査結果			形態	数量	仕入価額	開封の有無		営業倉庫		保管状態		
				500ベクレル		検査 待ち				店舗	名称	所在地		チルト*	フローズン	
				超過	以下											無
						枝肉 大分割部分肉 (部位名) 小分割部分肉 (商品名・部分肉名)			無	有						
計																

2 出荷制限指示を受けた県産牛肉

No.	申請牛肉						保管場所等				備考			
	産地	品種	個体識別番号	形態	数量 (kg)	仕入価額 (円)	開封の有無		営業倉庫			保管状態		
							無	有	店舗	名称		所在地	チルト*	フローズン
				枝肉 大分割部分肉 (部位名) 小分割部分肉 (商品名・部分肉名)			無	有						
計														

品種欄は、和牛去勢、和牛めす、交雑去勢、交雑めす、乳用種去勢、乳用種めすのいずれかの品種を記載する。
 放射性物質検査の欄は、該当する場所に○をつけること。
 形態欄は個体識別番号ごとに記載するものとする。
 仕入価格には逸失利益（マージン）は含めない。
 保管場所が営業倉庫である場合、備考にLOT番号を記入すること。

別紙様式第2号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、国産牛肉信頼回復対策事業を下記のとおり実施したいので、国産牛肉信頼回復対策事業助成実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補助金	そ の 他 ()	
1 汚染稲わら等給与 牛肉処分事業	円	円	円	
2 流通在庫牛肉保管 事業				
3 現品確認等事務				
合 計				

- 4 事業開始及び完了予定年月
平成 年 月 ~ 平成 年 月

- 5 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

平成23年度国産牛肉信頼回復対策事業実施計画

補助対象経費	予定対象 数量	事業費	負担区分		備考
			機 構 補助金	その他 ()	
1 汚染稲わら等給与牛肉処分 事業 (1) 汚染稲わら等給与牛肉の 仕入価額相当額 (2) 汚染稲わら等給与牛肉の 輸送・保管経費 (3) 汚染稲わら等給与牛肉の 焼却等に要する経費 2 流通在庫牛肉保管事業 (1) 凍結格差 (2) 凍結料 (3) 保管経費 (4) 放射性物質検査費 3 現品確認等事務 (1) DNA検査経費(サンプル 送料含む。) (2) 保管対象牛肉のDNA 検査用牛肉買い取り経費 (3) 判別用着色材購入費 (4) 現品確認のための入出 庫料 (5) 現品確認旅費 (6) 振込手数料	トン				積算は別添のとおり
合 計					

1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

(1) 仕入価額相当額の助成計画

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		対象数量 ① kg	単価② 円/kg		仕入価格相 当額助成額 ①×② 円
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン		仕入価額	補助単価	

(注1) 対象数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 助成額は、対象数量に仕入価格又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(2) 輸送・一時保管計画

① 輸送計画

整理番号	個体識別番号	食肉事業者保管場所		輸送手段			輸送経路		輸送数量 ① kg・個	輸送費単価② 円・個/kg		輸送費助成 額 ①×② 円
		名称	所在地	自社便	社外便	宅配便	発地	着地		実費	補助単価	

(注) 輸送費助成額は、輸送数量に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

② 一時保管計画

整理番号	個体識別番号	一時保管場所		区分		保管数量	保管期間 ① 期(日)	一時保管費単価② 円/期		一時保管費 助成額 ①×② 円	備考
		名称	所在地	冷蔵倉庫	冷凍倉庫			実費	補助単価		

(注) 営業倉庫等の場合、一時保管費助成額は、保管期間に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(3) 焼却計画

整理番号	個体識別番号	一般廃棄物処理施設等		輸送手段		輸送数量	輸送単価	輸送費 ① 円	処分料 ② 円	その他経費 ③ 円	焼却費等助成金 ①+②+③円
		名称	所在地	自社便	社外便						

(注) 焼却費等助成額は、輸送費等の実費又は補助単価のいずれか低い額を記入すること。

2 流通在庫牛肉保管事業

(1) 凍結格差及び凍結料

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		滞留数量 ① kg	単価② 円/kg		凍結格差助成額 ①×② 円
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン		実費	補助単価	

凍結料単価③ 円/kg		凍結料助成額 ①×③ 円	備考
実費	補助単価		

(注1) 滞留数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 凍結格差は、滞留数量に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(2) 冷凍保管計画

整理番号	個体識別番号	集約保管場所		保管数量①	保管期間 ② 期(日)	入出庫料単価③ 円/kg		入出庫料助 成額 ①×③ 円	保管料単価④ 円/期		保管料助成 額 ②×④ 円	備考
		名称	所在地			実費	補助単価		実費	補助単価		

(注1) 保管数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 入出庫料は数量に、保管料は保管期間に、実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(3) 放射性物質検査費

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		検査用牛 肉数量 ① kg	検査件数② 件	検査単価③ 円/件	
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン			実費	補助単価

検査用牛肉買取単価④ 円/件		検査用牛肉 買取経費助 成額 ①×④ 円	備考
実費	補助単価		

(注1) 検査用牛肉数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 検査費は検査件数に、検査用牛肉買取経費は検査用牛肉数量に、実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

3 現品確認等事務

費目	積算
(1) DNA検査経費(サンプル送料を含む。) (2) 保管対象牛肉のDNA検査用牛肉の買取経費 (3) 判別用着色材購入費 (4) 現品確認のための入出庫料 (5) 現地確認旅費 (6) 振込手数料	

別紙様式第3号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産牛肉信頼回復対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記すること。

別紙様式第4号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあ
った国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、下記のとおり金
円を概算払により支払われたく、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第6の
3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

(注) 今回概算払請求額の根拠は別紙のとおり

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産牛肉信頼回復対策事業について、下記のとおり実施したので、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式は、別紙様式第2号の別紙の「国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既 概算払 受領額 ⑥	東電か らの賠 償金受 領額 ⑦	差引精算払 請求額 ⑧=④-(⑥- ⑦)
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 () ⑤			
1 汚染稲わら等給 与牛肉処分事業	円	円	円	円	円	円	円	円
2 流通在庫牛肉 保管事業								
3 現品確認等事 務								
合 計								

(注) 実績報告書の積算根拠は別紙のとおり

4 事業開始及び完了年月日
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 振込先
○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○
口座名義○○○○

6 添付書類

(1) 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

- ① 汚染稲わら等給与牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び出庫証明書の写し（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 放射性物質検査の結果又は収去命令等の写し
- ④ 放射性物質検査の結果、暫定規制値を下回る牛肉にあつては、取引先からの返品書、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたことを証する書類の写し
- ⑤ 委任状及び同意書の写し
- ⑥ 焼却証明書の写し

(2) 流通在庫牛肉保管事業

- ① 別紙に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び出庫証明書の写し（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 委任状及び同意書の写し

別紙様式第6号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業に係る賠償金相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定の
あった国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、国産牛肉信頼回復対策事
業実施要綱第7の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて、補助金 円を返還します。
記

賠償金請求額及び支払額

賠償請求権の 代位を承諾した者	東電への賠償金請求 額（補助金相当額） ①	東電からの 賠償金支払額 ②	差額 ①－②
合 計			

返還計画

別紙様式第7号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業に係る補助金返還報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定の
あった国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、国産牛肉信頼回復対策事
業実施要綱第7の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金 円を返還します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 東電からの賠償金支払額の確定による補助金返還額 | 金 | 円 |
| 3 補助金未返還額（1－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第8号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業に係る仕入れに
係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定の
あった国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、国産牛肉信頼回復対策事
業実施要綱第9の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返
還します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機
号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当
額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第9号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金交付申請書
 (全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名 印

平成 年度において、国産牛肉信頼回復対策事業を下記のとおり実施したので、国産牛肉信頼回復対策事業助成実施要綱第12の規定により読み替えて適用される第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書（全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他 ()	
1 汚染稲わら等給与 牛肉処分事業	円	円	円	
2 流通在庫牛肉保管 事業				
3 現品確認等事務				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月

平成 年 月 ～ 平成 年 月

5 汚染稲わら等給与牛肉の保健所への届出状況

届け出を行った保健所の名称	届出年月日	届け出た牛肉の 個体識別番号	サンプル提出の有無（※）
	平成23年 月 日		
	平成23年 月 日		
	平成23年 月 日		

※：サンプルの提出を行った場合には、提出部位・数量、検査結果等を記載するとともに、別紙の備考欄にサンプル提出と記載すること。

6 添付書類

(1) 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

- ① 別紙の申請牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び在庫証明書（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 放射性物質検査の結果又は収去命令等の写し
- ④ 放射性物質検査の結果、暫定規制値を下回る牛肉にあつては、取引先からの返品書、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたことを証する書類

(2) 流通在庫牛肉保管事業

- ① 別紙の申請牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び在庫証明書（保管対象牛肉に係るもの）

(3) その他

- ① 定款
- ② 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

〔注意〕

- ・申請された牛肉については、個体識別番号との同一性を確認するためのDNA検査を実施します。
- ・申請された牛肉と個体識別番号との同一性が確認されなかった場合には、牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）に基づく立入検査等が行われます。
- ・牛トレーサビリティ法違反が確認された場合には、同法に基づき措置が行われます。

別紙

平成23年度国産牛肉信頼回復対策事業実施計画
(全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

補助対象経費	予定対象 数量	事業費	負担区分		備 考
			機 構 補助金	その他 ()	
1 汚染稲わら等給与牛肉処分 事業 (1) 汚染稲わら等給与牛肉の 仕入価額相当額 (2) 汚染稲わら等給与牛肉の 輸送・保管経費 (3) 汚染稲わら等給与牛肉の 焼却等に要する経費 2 流通在庫牛肉保管事業 (1) 凍結格差 (2) 凍結料 (3) 保管経費 (4) 放射性物質検査費 3 現品確認等事務 (1) DNA検査経費(サンプル 送料含む。) (2) 判別用着色材購入費 (3) 現品確認のための入出 庫料	トン				積算は別 添のとおり
合 計					

1 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

(1) 仕入価額相当額

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		対象数量 ① kg	単価② 円/kg		仕入価格 相当額 ①×② 円
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン		仕入価額	補助単価	

(注1) 対象数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 助成額は、対象数量に仕入価格又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(2) 輸送・一時保管計画

① 輸送計画

整理番号	個体識別番号	食肉事業者保管場所		輸送手段			輸送経路		輸送数量 ① kg・個	輸送費単価② 円・個/kg		輸送費 ①×② 円
		名称	所在地	自社便	社外便	宅配便	発地	着地		実費	補助単価	

(注) 輸送費は、輸送数量に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

② 一時保管計画

整理番号	個体識別番号	一時保管場所		区分		保管数量	保管期間 ① 期(日)	一時保管費単価② 円/期		一時保管費 ①×② 円	備考
		名称	所在地	冷蔵倉庫	冷凍倉庫			実費	補助単価		

(注) 営業倉庫等の場合、一時保管費は、保管期間に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(3) 焼却計画

整理番号	個体識別番号	一般廃棄物処理施設等		輸送手段		輸送数量	輸送単価	輸送費 ① 円	処分料 ② 円	その他経費 ③ 円	焼却費 ①+②+③円
		名称	所在地	自社便	社外便						

(注) 焼却費は、輸送費等の実費又は補助単価のいずれか低い額を記入すること。

2 流通在庫牛肉保管事業

(1) 凍結格差及び凍結料

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		滞留数量 ① kg	単価② 円/kg		凍結格差 ①×② 円
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン		実費	補助単価	

凍結料単価③ 円/kg		凍結料 ①×③ 円	備考
実費	補助単価		

(注1) 滞留数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 凍結格差は、滞留数量に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(2) 冷凍保管計画

整理番号	個体識別番号	集約保管場所		保管数量①	保管期間 ② 期(日)	入出庫料単価③ 円/kg		入出庫料助 成額 ①×③ 円	保管料単価④ 円/期		保管料 ②×④ 円	備考
		名称	所在地			実費	補助単価		実費	補助単価		

(注1) 保管数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 入出庫料は数量に、保管料は保管期間に、実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

(3) 放射性物質検査費

整理番号	個体識別番号	食肉事業者名		品種	区分		保存状態		検査用牛 肉数量 ① kg	検査件数② 件	検査単価③ 円/件	
		名称	所在地		枝肉	部分肉	チルド	フローズン			実費	補助単価

(注1) 検査用牛肉数量は、小数第1位(第2位以下切り捨て)までの数量を記入すること。

(注2) 検査費は検査件数に実費又は補助単価のいずれか低い額を乗じて算出した額を記入すること。

3 現品確認等事務

費目	積算
(1) DNA鑑定経費(サンプル送料を含む。)	
(2) 判別用着色材購入費	
(3) 現品確認のための入出庫料	

別紙様式第10号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金交付変更承認申請書
(全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産牛肉信頼回復対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第12の規定により読み替えて適用される第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 別紙様式第9号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記すること。

別紙様式第 1 1 号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業補助金概算払請求書
 (全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあ
 った国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、下記のとおり金
 円を概算払により支払われたく、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第 1 2
 の規定により読み替えて適用される第 6 の 3 の (2) の規定に基づき請求し
 ます。

記

1 補助金概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

(注) 今回概算払請求額の根拠は別紙のとおり

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第12号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業実績報告書
(全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった国産牛肉信頼回復対策事業について、下記のとおり実施したので、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第12の規定により読み替えて適用される第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式は、別紙様式第9号の別紙の「国産牛肉信頼回復対策事業実施計画書（全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合）」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既 概算払 受領額 ⑥	東電か らの賠 償金受 領額 ⑦	差引精算払 請求額 ⑧=④-(⑥- ⑦)
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 () ⑤			
1 汚染稲わら等給 与牛肉処分事業	円	円	円		円	円	円	円
2 流通在庫牛肉 保管事業								
3 現品確認等事 務								
合 計								

(注) 実績報告書の積算根拠は別紙のとおり

4 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

(1) 汚染稲わら等給与牛肉処分事業

- ① 汚染稲わら等給与牛肉に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び出庫証明書の写し（保管対象牛肉に係るもの）
- ③ 放射性物質検査の結果又は収去命令等の写し
- ④ 放射性物質検査の結果、暫定規制値を下回る牛肉にあつては、取引先からの返品書、取引契約の解除、消費期限の超過等により販売の断念を余儀なくされたことを証する書類の写し
- ⑤ 焼却証明書の写し

(2) 流通在庫牛肉保管事業

- ① 別紙に係る仕入伝票（個体識別番号が確認できるもの）の写し
- ② 営業倉庫に保管している場合にあつては、営業倉庫との寄託契約書の写し、入庫証明書及び出庫証明書の写し（保管対象牛肉に係るもの）

別紙様式第13号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業に係る賠償金相当額報告書
(全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、国産牛肉信頼回復対策事業実施要綱第12の規定により読み替えて適用される第7の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて、補助金 円を返還します。

記

賠償金請求額及び支払額

事業実施主体名	東電への賠償金請求額 (補助金相当額) ①	東電からの賠償金支払額 ②	差額 ①-②
合 計			

返還計画

別紙様式第14号

平成 年度国産牛肉信頼回復対策事業に係る補助金返還報告書
(全国連等自らが所有する事業対象牛肉を処分又は保管する場合)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定の
あった国産牛肉信頼回復対策事業補助金について、国産牛肉信頼回復対策事
業実施要綱第12の規定により読み替えて適用される第7の3の規定に基づき
下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金 円を返還します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機
号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 東電からの賠償金支払額の確定による補助金返還額 | 金 | 円 |
| 3 補助金未返還額（1－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。